

茨城県立医療大学広報誌等作成業務委託契約書（案）

- 1 業務名 茨城県立医療大学広報誌等作成業務
 2 委託期間 平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで
 3 規格(形式) 別添仕様書のとおり
 4 数量 別添仕様書のとおり
 5 契約金額 金 円 （うち消費税及び地方消費税の額 円）
 内訳（税抜）

| | | | |
|----------------|---|------------------|---|
| ①大学案内パンフレット | 円 | ②オープンキャンパスチラシ | 円 |
| ③オープンキャンパスポスター | 円 | ④オープンキャンパスパンフレット | 円 |
| ⑤オープンキャンパス用うちわ | 円 | ⑥助産学専攻科チラシ | 円 |
| ⑦大学院チラシ | 円 | ⑧入試広報に関する広告企画 | 円 |

- 6 納入期限 別添仕様書のとおり
 7 納入場所 茨城県立医療大学事務局
 8 契約保証金 契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全額又は一部の納付を免除する。

委託者茨城県立医療大学（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、「茨城県立医療大学広報誌等作成」業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）

第1条 乙は、甲の示す茨城県立医療大学広報誌等作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づいて、納入期限内に成果品を納入しなければならない。

- 2 乙は、納入すべき成果品について品質が明らかでなく、又は特別の指示を受けていないときは、中等以上の品質を有するものを納入しなければならない。
 3 乙は、仕様書又は契約条件に明示されていない事項でも、成果品の納入に当然必要なものは、甲の指示によらなければならない。

（検査）

第2条 乙は、成果品を納入しようとするときは、納品書1通を提出し、成果品について検査を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による納品書を受理したときは、それぞれに乙の立会いを求めて検査を行わなければならない。
 3 検査に要する費用及び検査のために変質し、消耗し、又は損傷した成果品の修繕等の費用は、すべて乙の負担とする。
 4 乙は、第2項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強、取替え又は減価納入）

第3条 乙は、納入する成果品が不良のため、前条第2項の検査に合格しなかったときは、遅滞なく、これを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。ただし、その不良の程度が軽微で、甲が使用するうえに支障がないと認めるときは、甲は、契約金額を相当額減額して、乙に納入させることができる。

（給付の完了）

第4条 甲は、検査に合格した成果品につき、その引渡しを受けるものとする。

- 2 成果品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

(危険負担)

第5条 前条第1項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損失は、すべて乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第6条 乙は、この契約を履行した日から1年間は、成果品に隠れた瑕疵があったときは、これを無償で手直しし、補強し、又は良品と取り替えなければならない。

2 乙は、甲に対して前項に規定する瑕疵により生じた損害を賠償しなければならない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により甲の承認を受けた場合又は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きにより、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済は、甲が茨城県財務会計オンラインシステムによる支出命令等決裁入力をしたときに提供されたものとする。

(代金の支払等)

第8条 乙は、仕様書に基づく広報誌等を作製し、甲の納品検査終了後、その都度委託料を請求することができる。甲は乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は、その請求金額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。

(著作権)

第9条 乙がこの委託により取得した全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及びこの委託の成果品の所有権は、甲に帰属する。この場合、乙は、当該著作物につき、著作者人格権を主張しないものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託事務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、委託事務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成17年茨城県条例第1号）第7条第2項及び第8条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託事務を処理するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。
- (2) 委託事務を処理するため個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。
- (3) 委託事務を処理するため収集、作成した個人情報は委託事務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。
- (4) 個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

(契約履行期限の延期)

第12条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により契約の履行期限内に成果品を納入することが困難になったときは、遅滞なく、その事由及び延期日数等を記載した納入期限延期願を甲に提出しなければならない。

(損害賠償責任)

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が委託業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 次条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲又は第三者に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
 - (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
 - (4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収することができる。
- 3 甲は、第1項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。
- 4 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 5 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。
(暴力団による不当介入があった場合の報告について)

第15条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(遅延の場合の違約金)

第16条 乙は、納入期限までに成果品を納入しないときは、契約金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を違約金として甲に収めなければならない。

2 乙は、第3条の手直し、補強又は取替えが納入期限後にわたったときは、前項の規定に基づき違約金を収めなければならない。

3 前2項の違約金徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(契約の変更)

第17条 甲は、必要があるとき、契約を変更することができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙の請求により、甲は、その損害を賠償しなければならない。

(事情の変更)

第18条 この契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲は、乙と協議のうえ、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(疑義の決定)

第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年（2019年） 月 日

茨城県稲敷郡阿見町阿見4 6 6 9 番地2

甲

茨城県立医療大学長 永田 博司

乙